

平成30年12月定例総会議事録

- 日 時 平成30年12月18日(火) 午前9時29分～午前10時47分
- 場 所 佐賀市役所本庁 4階大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 - 第4号 形状変更届
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第4条による届出
 - 第2号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）
 - 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第5号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転
 - 第6号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定
 - 第7号議案 非農地通知について
 5. 閉 会

午前 9 時 29 分 開会

○会長（坂井邦夫君）

おはようございます。今年もあと 2 週間余りとなりました。皆さん御承知のとおり、4 月 1 日に新しい形で佐賀市農業委員会がスタートいたしましたけれども、第 1 回目の総会を 4 月 18 日に開催いたしましたから、今日は 12 月の総会になりました。その間、総会運営に対しまして、いろいろな形で御尽力いただきましてどうもありがとうございます。

それでは、先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は 24 名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会平成 30 年 12 月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出 8 件、報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知 16 件、報告第 3 号 使用貸借解約通知 9 件、報告第 4 号 形状変更届 1 件、局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出 3 件、局長専決処分報告第 2 号 農地法第 5 条による届出 2 件、議案といたしましては、第 1 号議案 取消願（農地法第 5 条の規定による許可）1 件、第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請 14 件、第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請 3 件、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請 24 件、第 5 号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転 4 件、第 6 号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定 61 件、第 7 号議案 非農地通知について 2 件。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は 12 月 11 日、北部は 12 月 12 日に行っております。

また、調査会については、南部が 12 月 13 日、北部が 12 月 14 日に開催したことを報告します。会議に入る前にお断りいたします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

なお、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第 12 条第 2 項の規定に基づき、20 番委員の野田委員、22 番委員の八次委員の両名を指名します。

それでは、今回、常設審議委員会に意見を求めた議案書 21 ページの農地法第 5 条の規定による許可申請、審議番号 14 番及び 15 番の審議結果について報告します。

第 33 回常設審議委員会議の報告。

佐賀市、農地法第 4 条の規定による意見聴取について 0 件、農地法第 5 条の規定による意見聴取について 1 件。

農地法第5条関係1件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページ及び2ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長（坂井邦夫君）

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から8番までの8件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書3ページから6ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～16

○会長（坂井邦夫君）

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から16番までの16件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書7ページ及び8ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長（坂井邦夫君）

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から9番までの9件について御意見はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書9ページをお開きください。

報告第4号 形状変更届

1

○会長（坂井邦夫君）

報告第4号 形状変更届、報告番号1番について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書10ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番から3番までの3件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

議案書11ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番及び2番の2件につい

て御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページをお開きください。

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）

1

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番は、平成29年3月に「貸家住宅」を目的として、農地法第5条の規定による転用許可を受けていましたが、申請地から文化財が見つかり、工事が困難となったため、取り消しを願出されたものです。

以上のことから、この案件については願出どおり承認することで総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、

審議番号1番は願出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書13ページをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3・4

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から3番までは、普通売買の案件、審議番号4番は、贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この4件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページから15ページまでをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

5・6・7・8・9・10・11・12・13・14

○会長（坂井邦夫君）

審議番号5番から14番までの10件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号9番、13番及び14番を除く、審議番号5番から14番までの7件は、普通売買の案件、審議番号9番、13番及び14番の3件は、親族間の贈与の案件です。

審議番号7番については、調査会において申請人説明を求めました。

申請人に、市内での通作と営農について確認したところ、現在耕作している鳥栖市内の農地にも同じくらいの時間をかけて通作しているため、申請地への通作については問題なく、営農については、柿と栗を栽培する計画で、申請地の一部には既に植えられているため、問題ない旨の回答を得ました。

この案件を含むすべての案件について、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この10件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この10件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この10件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番から14番までの10件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「貸駐車場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

申請人は農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、申請地が農地であるこ

とが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、平成29年に亡き父より相続した土地の調査をしたところ、実家敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「漁家住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、スッポン養殖業の傍ら、農業を営んでいますが、今般、新たに漁家住宅を建築することを計画し、申請されたものです。

申請人の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号1番から3番までの3件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページ及び18ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2・3・4

○会長（坂井邦夫君）

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、申請地西側に居住していますが、現在、駐車場がなく、自宅への進入路も狭いため、申請地を住宅敷地として拡張したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設、医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「太陽光発電設備」の案件、審議番号3番は、その工事を行うための「通路」の一時転用の案件であるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、発電事業を行っていますが、申請地は日当たりが良く、周囲に日照の妨げとなる建築物もないことから、適地と判断し、申請されたものです。

また、通路については、太陽光発電設備の建設工事を行うにあたり、工事用車両の通行が

必要なため、申請地を仮設通路として利用したく、一時転用申請されたものです。

申請人に、転用後の草刈管理について確認したところ、周囲の農地に迷惑がかからないように適切に管理を行う旨の回答を得ました。

また、申請地までは既存のあぜを通行する計画であるため、あぜを共有している隣接農地所有者から承諾を得ているとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、審議番号3番については、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準も、ともに「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号4番についても、転用目的が「太陽光発電設備」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、今般、太陽光発電設備を設置する計画をしたところ、申請地は周囲に日光を遮る高い建物等もなく、日当たりも良いため、適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地西側農地との境界線上にある取水口について確認したところ、西側に移設するとの回答を得ました。

また、委員から申請地南側の水路境界の法面が崩落しないよう木柵等対策をしてもらいたい旨の要望が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号1番から4番までの4件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号2番は、転用目的が「太陽光発電設備」の案件、審議番号3番は、その工事を行うための「通路の一時転用」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。5番委員。

○5番（百武正幸君）

ちょっとお尋ねいたします。

この譲受人の会社は、佐賀県内でも相当の数を今までされておられますけれども、今、全国的に見ますと、こういう太陽光発電の設備を投資目的で、売買されているんですよね。この会社は今まで持った中で、ずっと所有はされているか、その辺、事務局はわかりますか。

○南部調査会長（大園敏明君）

私の方から。この件に関しては賃借権ということで、20年間の賃借権で対応するようになっています。

○会長（坂井邦夫君）

事務局どうぞ。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

ただいまの御質問につきましてですけれども、譲受人が売買で購入されて転用されたとして、その先がどうなっているかの追跡までは事務局では十分把握できておりません。

○会長（坂井邦夫君）

5番委員、いいですか。

○5番（百武正幸君）

はい。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番及び3番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。14番委員。

○14番（山口敏勝君）

この南部調査会の資料を見てもみますと、審議番号2番の売電価格が34.5円で審議番号4番は19.44円となっていますが、その点をちょっと詳しく教えてください。

○会長（坂井邦夫君）

今の14番委員の質問について答弁を求めます。

○事務局（陣内和昭農地係主任）

審議番号2番につきましては平成26年に発電事業設備の認定がされておりまして、26年当時の単価でございます。

この審議番号4番の案件につきましては、本年度の認定になっておりまして、認定時期の違いで単価の違いが出てきております。

以上でございます。

○会長（坂井邦夫君）

14番委員いいですか。

○14番（山口敏勝君）

はい、わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

5番委員。

○5番（百武正幸君）

それに関連してですけれども、総事業費が全然違いますが。

○会長（坂井邦夫君）

事務局どうぞ。

○事務局（陣内和昭農地係主任）

パネルのメーカーが国産製品と輸入製品によって価格の違いが出ているようでございます。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページから24ページまでをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

5～24

○会長（坂井邦夫君）

審議番号5番から24番までの20件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号5番、6番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、駅に近く、県道に面しているため、交通の便も良いことから適地と判断し、申請されたものです。

委員から、西側の農家住宅に農業用の乾燥機があり、稼動時には騒音等を伴うため、入居者との間で問題が起こらないよう事前に説明をして欲しいとの要望が出されました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、2139番は、「水管等が埋設された4m以上の道路の沿道区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

2133番1及び2133番3は、「鉄道の駅から概ね500m以内の農地」に該当するため、第2種農地オの(ア)のaの(b)。

許可基準については、2139番は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)。

2133番1及び2133番3は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地オの(イ)と決定しております。

審議番号7番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、生活環境が良く、交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、消防小屋との境界が現況と合っていないことについて確認したところ、境界どおりにブロックの施工を行う方向で消防防災課と協議済みである旨の回答を得ました。

その他、地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用

若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満である農地」に該当するため、第2種農地オの（ア）のb。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地オの（イ）と決定しております。

審議番号8番から13番までの6件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決し、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落に隣接し、市中心部へのアクセスも良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地東側水路の地元との協議について確認したところ、現在、水路東側の竹林になっている箇所をきれいにしてほしいとの要望があったため伐採する予定で、整備後は地元で管理していくことで合意がなされた旨の回答を得ました。

その他、地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準については、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号14番、15番の2件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決し、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に教育施設や病院があり、交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

地元委員から、申請地南東に残る田について、申請地東側の里道の下を通るパイプラインを経由して給水されることから、十分注意して工事を行うよう意見が出されたところ、了解する旨の回答を得ました。

また、農薬散布等の農作業への理解を購入者に対して求めること、申請地近辺は通学路と

なっているので工事をする際は通学の時間帯を避けてほしいとの要望が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準については、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号16番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、土木・建築業を営んでいますが、事業拡大に伴い、既存の敷地では手狭となったため、申請地を資材置場として利用したく申請されたものです。

申請人に、西側及び南側の水路との境界について確認したところ、河川管理者と協議の上、土羽による施工を計画しているとのことであったが、後ほど申請人より資材の水路への流出防止や、子どもたちの事故防止の観点から、北側及び西側の一部の境界と同様にブロックの設置も検討し、地元で迷惑がかからないようにしたいとの回答を得ました。

また、市の盛土条例に該当しないか、事務局が申請人に確認したところ、後日、盛土条例には該当しないため、1.5m位の高さで資材を置くとの回答を得ました。

その他、地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号17番、18番の2件は、転用目的が「貸駐車場」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決し、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、不動産業を営んでいますが、出店を仲介した店舗から要望があったため、申請地を貸駐車場として利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号19番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、小学校に近く、交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地東側及び南側は農地と隣接することから、今後の営農に支障がないように工事を行って欲しいとの意見が出されました。

その他、地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設された4 m以上の道路の沿道区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設、公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）の a の（a）。

許可基準については、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号20番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、小学校に近く、交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し申請されたものです。

申請人に、申請地西側の水路護岸の施工方法について確認したところ、当初は板柵護岸の計画だったが、地元の要望によりL型擁壁に変更したという回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設された4 m以上の道路の沿道区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設、公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）の a の

(a)。

許可基準については、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

審議番号21番から23番までの3件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決し、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、中学校が近くにあり、交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

雨水の排水について、排水先の水路が既存の集落内を流れるため、地元自治会から何か要望等がなかったか確認したところ、地元自治会で協議をされた結果、特に要望等はなく、排水に同意されているとの回答を得ました。

また、申請地の近隣では、大型の農業機械を使用するの耕作や、ハウスでのイチゴ栽培のための夜間の電照等も行われていることから、農家とのトラブルにならないように、購入者に対し事前に十分な説明を行うようにとの要望が出されました。

その他、地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準については、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

審議番号24番は、転用目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、社会福祉事業を営んでいますが、現在、駐車場として利用している敷地内に工場を新設する計画があり、代替地を検討したところ、申請地は工場から近く、適地と判断し、申請されたものです。

申請人の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産

性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号5番から24番までの20件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号5番及び6番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番及び6番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号8番から13番までの6件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。22番委員。

○22番（八次 正君）

土地利用計画図が20ページに付いておりますけれども、道路が北側で行きどまりとなっております。そういう中で、北側を大きく幅をとられておりますけれども、この辺何か、開発に関する条件あたりでこういう形になったものか、お聞きしたいと思います。

○北部調査会長（井上文昭君）

お答えします。

一番先は地権者が2名いらっしゃいまして、右と左で農地の高さが違うので、それぞれに通作用のスロープをつける計画であるため道幅が広がっているとのことでした。

○会長（坂井邦夫君）

今の回答でいいですか。

○22番（八次 正君）

はい。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号8番から13番までの6件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号14番及び15番の2件についても、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号14番及び15番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号16番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号16番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号17番及び18番の2件については、転用目的が「貸駐車場」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号17番及び18番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号19番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号19番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号20番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号20番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号21番から23番までの3件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号21番から23番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

○会長（坂井邦夫君）

次に、審議番号24番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号24番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書25ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から3番までの3件：10,811㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、計画案どおり承認することに決定しました。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

4

○会長（坂井邦夫君）

次に、審議番号4番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号4番 989㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、計画案どおり承認することに決

定しました。

次に、議案書26ページから35ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

1～40

○会長（坂井邦夫君）

第6議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号1番から40番までの40件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から40番までの40件

新規 16件： 70,704.48㎡

更新 24件： 144,153㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この40件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この40件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この40件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から40番までの40件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書35ページから40ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

41～61

○会長（坂井邦夫君）

審議番号41番から61番までの21件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号41番から61番までの21件

新規 7件： 16,300㎡

更新 14件： 97,282㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この21件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この21件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この21件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号41番から61番までの21件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書41ページをお開きください。

第7号議案 非農地通知について

1・2

○会長（坂井邦夫君）

第7号議案 非農地通知について、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番、2番の2件について、地元委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、異議なしということで非農地と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会平成30年12月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会平成30年12月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会平成30年12月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時47分 閉会